

埼玉県警察本部訓令第36号

埼玉県警察災害派遣隊に関する訓令を次のように定める。

平成24年12月17日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察災害派遣隊に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、埼玉県警察災害派遣隊の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 埼玉県警察に、埼玉県警察災害派遣隊を置く。

2 埼玉県警察災害派遣隊は、広域緊急援助隊（警備部隊）（以下「警備部隊」という。）、広域緊急援助隊（交通部隊）（以下「交通部隊」という。）、広域緊急援助隊（刑事部隊）（以下「刑事部隊」という。）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊により編成する即応部隊並びに特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊により編成する一般部隊で構成する。

(任務)

第3条 埼玉県警察災害派遣隊は、県外において大規模災害（地震、津波その他異常な自然現象又は人為的事故を起因とする大規模な被害をいう。）が発生し、又は発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）において、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）を管轄する都道府県警察を管理する都道府県公安委員会からの援助の要求により派遣し、当該都道府県公安委員会の管理の下に次に掲げる活動を行うことを任務とする。

- (1) 情報の収集及び連絡
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救助
- (4) 検視、死体の調査及び身元確認の支援
- (5) 緊急交通路の確保等
- (6) 行方不明者の捜索
- (7) 治安の維持

- (8) 被災者等への情報伝達
- (9) 前各号に掲げるもののほか、派遣先都道府県警察の長が特に指示する活動  
(即応部隊の活動)

第4条 即応部隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等へ赴き、それぞれ次に掲げる活動を行う。

- (1) 警備部隊被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助
- (2) 交通部隊交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保その他の被災地等における交通警察活動
- (3) 刑事部隊検視及び死体の調査
- (4) 広域警察航空隊警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等
- (5) 緊急災害警備隊被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先都道府県警察の長が特に指示する活動

(一般部隊の活動)

第5条 一般部隊は、大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり被災地等へ赴き、それぞれ次に掲げる活動を行う。

- (1) 特別警備部隊行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先都道府県警察の長が特に指示する活動
- (2) 特別生活安全部隊相談活動並びに行方不明者相談情報の収集及び整理
- (3) 特別自動車警ら部隊警ら用無線自動車による警戒、警ら、活動現場における広報等
- (4) 特別機動捜査部隊事件発生時における初動捜査等捜査車両を用いた捜査活動
- (5) 身元確認支援部隊死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集
- (6) 特別交通部隊信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動

(部隊の編成)

第6条 広域警察航空隊を除く即応部隊の各部隊並びに身元確認支援部隊及び特別交通部隊の編成は、埼玉県警察災害派遣隊編成表(別表)のとおりとする。

2 広域警察航空隊並びに身元確認支援部隊及び特別交通部隊を除く一般部隊の各部隊の編成

については、その都度指示する。

(即応部隊の隊員の指定)

第7条 即応部隊の各部隊の隊員（以下「即応隊員」という。）は、次項の規定による所属長の推薦に基づき、警務部警務課、地域部自動車警ら隊、刑事部各所属、交通部交通機動隊、同部高速道路交通警察隊、警備部警備課（以下「警備課」という。）及び同部機動隊の職員のうちから、あらかじめ本部長がそれぞれ指定するものとする。ただし、広域警察航空隊にあっては、地域部地域総務課長（以下「地域総務課長」という。）の推薦に基づき、地域部地域総務課（以下「地域総務課」という。）航空隊に所属する者のうちから、大規模災害発生時に、本部長が指定するものとする。

2 警務部警務課長、地域部自動車警ら隊長、刑事部各所属長、交通部交通機動隊長、同部高速道路交通警察隊長、警備部警備課長（以下「警備課長」という。）及び同部機動隊長は、次の各号に掲げる隊員の種別ごとに定める基準に該当する者の中から適任者を選定し、警備部隊員については警備部危機管理課長（以下「危機管理課長」という。）を経て、交通部隊員については交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）を経て、刑事部隊員については刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）を経て、緊急災害警備隊員については警備課長を経てそれぞれ推薦するものとする。

- (1) 警備部隊及び交通部隊の幹部の隊員人格、識見ともに優れ、かつ、災害警備実施又は災害交通対策に係る指揮能力に優れている者
- (2) 警備部隊及び交通部隊の隊員のうち幹部以外のもの身体強健かつ気力旺盛で1年以上の実務経験を有する者
- (3) 刑事部隊の隊長刑事部捜査第一課の検視を担当する調査官又は課長補佐の職にある者
- (4) 刑事部隊の隊員のうち隊長以外のもの検視業務に必要な知識及び経験を有する者、被害者支援に関する知識及び経験を有する者又は部隊活動の訓練を受けている者
- (5) 緊急災害警備隊の隊員埼玉県警察管区機動隊の隊員のうち、警備部隊の隊員として指定された者以外の者

3 即応隊員の所属の長は、所属の即応隊員の指定を解除する必要があると認めるときは、警備部隊員については危機管理課長を経て、交通部隊員については交通指導課長を経て、刑事部隊員については捜査第一課長を経て、緊急災害警備隊員については警備課長を経て本部長に指定の解除を申請するとともに、後任の適任者を推薦するものとする。

(一般部隊の隊員の指定)

第8条 一般部隊の各部隊の隊員（以下「一般隊員」という。）は、次項の規定による所属長の推薦に基づき、生活安全部、地域部、刑事部及び交通部の各所属、警備課、警備部機動隊並びに各警察署の職員並びに埼玉県警察特別機動隊及び埼玉県警察第二機動隊の隊員のうちから、大規模災害発生時に、状況に応じて本部長がそれぞれ指定するものとする。

2 生活安全部、地域部、刑事部及び交通部の各所属長、警備課長、警備部機動隊長並びに各警察署長は、大規模災害発生時に、次の各号に掲げる隊員の種別ごとに定める基準に該当する者のうちから適任者を選定し、特別警備部隊員は警備課長を経て、特別生活安全部隊員は生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）を経て、特別自動車警ら部隊員は地域総務課長を経て、特別機動捜査部隊員は刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）を経て、身元確認支援部隊員は刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）を経て、特別交通部隊員は交通指導課長を経て、それぞれ推薦するものとする。

- (1) 特別警備部隊及び特別交通部隊の幹部の隊員人格、識見ともに優れ、かつ、災害警備実施又は災害交通対策に係る指揮能力に優れている者
- (2) 特別警備部隊及び特別交通部隊の隊員のうち幹部以外のもの身体強健かつ気力旺盛で1年以上の実務経験を有する者
- (3) 特別生活安全部隊の隊員警察相談業務若しくは防犯指導業務又は行方不明者発見活動における行方不明者情報若しくは身元不明死体の情報についての収集及び整理業務に必要な知識及び経験を有する者
- (4) 特別自動車警ら部隊の隊員身体強健かつ気力旺盛で、警ら用無線自動車の実務経験を有する者
- (5) 特別機動捜査部隊の隊員身体強健かつ気力旺盛で、刑事部門の実務経験を有する者
- (6) 身元確認支援部隊の隊員刑事部に所属し、身元確認業務に必要な知識及び経験を有する者

3 一般隊員の所属の長は、所属の一般隊員の指定を解除する必要があると認めるときは、特別警備部隊員は警備課長を経て、特別生活安全部隊員は生活安全総務課長を経て、特別自動車警ら部隊員は地域総務課長を経て、特別機動捜査部隊員は刑事総務課長を経て、身元確認支援部隊員は鑑識課長を経て、特別交通部隊員は交通指導課長を経て本部長に指定の解除を申請するとともに、後任の適任者を推薦するものとする。

(運用)

第9条 各部隊の招集、出動等は、次の各号のいずれかに該当するときにおいて、本部長が行うものとする。

- (1) 警察庁又は関東管区警察局から派遣についての指示又は調整があったとき。
- (2) 教養訓練を行うとき。
- (3) その他本部長が必要と認めたとき。

(派遣の場合の指揮系統)

第10条 各部隊は、他の都道府県公安委員会からの援助の要求により派遣されたときは、派遣先都道府県警察の長の指揮下に入り、活動区域等に関する指示を受けて所定の任務に従事するものとする。

(教養訓練)

第11条 本部長は、警察庁又は関東管区警察局が行う教養訓練に各部隊を派遣するものとする。

- 2 地域総務課長、捜査第一課長、交通指導課長、警備課長及び危機管理課長は即応隊員に対して、生活安全総務課長、地域総務課長、刑事総務課長、鑑識課長、交通指導課長及び警備課長は一般隊員又はその候補者に対して、本部長の命を受けて教養訓練を行うものとする。
- 3 即応隊員又は一般隊員候補者の所属長は、所属において、災害警察活動に関する教養訓練を随時実施し、災害警察活動に必要な技術の向上を図るものとする。

(庶務)

第12条 各部隊の庶務は、警備部隊は警備部危機管理課において、交通部隊及び特別交通部隊は交通部交通指導課において、刑事部隊は刑事部捜査第一課において、広域警察航空隊及び特別自動車警ら部隊は地域総務課において、緊急災害警備隊及び特別警備部隊は警備課において、特別生活安全部隊は生活安全部生活安全総務課において、特別機動捜査部隊は刑事部刑事総務課において、身元確認支援部隊は刑事部鑑識課において、処理する。

(雑則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、各部隊の運用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年1月1日から施行する。

(埼玉県警察広域緊急援助隊の設置及び運営に関する訓令の廃止)

2 埼玉県警察広域緊急援助隊の設置及び運営に関する訓令（平成7年埼玉県警察本部訓令第18号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月29日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月5日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成31年3月5日から施行する。

（別表省略）